カーライフローン
（一般社団法人しんきん保証基金保証付）

（2025年4月1日現在）

<table>
<tr><th>商　品　名</th><th>カーライフローン （一般社団法人しんきん保証基金保証付）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ご利用いただける方</td><td>（A）カーライフローン
以下の条件をすべて満たす方。
・申込時年齢が満18歳以上である方。
・安定継続した収入がある方。（派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。）
・年金受給者の方は、直前の受取実績（他行にて受取の方を含む）がある方。但し、年金担保借入をしている場合は対象となりません。
・資金の振込ができる方。（支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業である場合は対象外となります。）
・富山県内に居住または勤務しておられる方。
・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。
・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
※就職内定者（満18歳以上30歳未満）の方もお申込いただけます</td></tr>
<tr><td>（B）プライムプラン（カーライフ）
・上記（A）カーライフローンの条件以外に、下記①・②・③のいずれかの条件を満たす方
①インターネット（パソコン・スマートフォン等）からお申込みの方
②本件ローンにより次の電気自動車等（新車・中古車）を購入する方。
【対象となる自動車】
・電気自動車
・燃料電池自動車
・プラグインハイブリッド自動車
・ハイブリッド自動車
③申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のaまたはbのいずれかの条件を満たす方
<table>
<tr><th></th><th>対象ローン</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>a</td><td>当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付の個人向けローン（カーライフローン・教育ローン・フリーローン・住宅ローン等）</td><td>利用状況が次のいずれかに該当する。
・借入日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。
・完済して3年以内</td></tr>
<tr><td>b</td><td>当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付のカードローン
※教育カードローンは含みません。</td><td>次のいずれかに該当する。
・ご契約中
・プライムプランの貸付実行日以前（同日を含む）に新規ご契約する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>お使いみち</td><td>申込人または申込人の家族（配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車含む）、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる資金。
①購入資金（購入にかかる税金、保険料等も可）
②車検・修理費用
③パーツ・オプションの購入・取付費用
④自動車保険費用
⑤運転免許取得費用
⑥車庫設置費用
⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用
⑧申込人が①～⑦を使途として当金庫を含む金融機関・自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
※インターネットを窓口とする業者の場合、次の全ての条件を満たす先とさせていただきます。
・見積書等の資金使途確認書類が徴求可能である。
・販売窓口となるホームページもしくは見積書等において所在地と固定電話の連絡先電話番号が確認できる。
・固定電話の連絡先電話番号に架電して、営業（販売）していることが確認できる。
・振込先の口座が法人名義である。
※営業用車輌購入や個人間での売買には本ローンをご利用いただくことはできません。</td></tr>
<tr><td>ご融資限度額</td><td>1，000万円以内（※就職内定者の方は200万円以内）</td></tr>
<tr><td>ご利用期間</td><td>3ヵ月以上15年以内（元金据置6ヵ月以内）</td></tr>
</table>

富山信用金庫

ご返済方法	・毎月元利均等の分割返済。 ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 なお、元金返済の据置期間は6ヵ月以内とします。 ※就職内定者は6カ月以内または就職月の翌々月まで元金返済据置できます。 ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間延長できます。なお、元金返済据置期間分の返済期間延長もできます。(最長12年まで)
ご融資利率 〔1〕変動金利型	〔1〕変動金利型　※当金庫短期プライムレートに連動
	(A)カーライフローン ◎基準とする金利 ： 通常 年2.90%(保証料含む) ◎引下げ後金利〔※引下げ金利適用条件該当の方(条件は下記に記載)〕 基準とする金利から▲年0.30%～▲年0.50% 年2.60% ～ 年2.40%(保証料含む)
	(B)プライムプラン(カーライフ) ◎基準とする金利 ： 通常 年2.70%(保証料含む) ◎引下げ後金利〔※引下げ金利適用条件該当の方(条件は下記に記載)〕 基準とする金利から▲年0.30%～▲年0.50% 年2.40% ～ 年2.20%(保証料含む) ◎引下げ金利適用となる項目 ①次の項目のいずれか1つ適用で年0.30%引下げ。 ・地球温暖化防止(低公害車)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃費目標基準クリアかつ低排出ガス認定車購入 ・子育て支援(18歳未満のお子様2人以上)の方 ・交通安全(ゴールド免許証または発行1年以内のSDカード保有の方) ②当金庫で住宅ローンをご利用中の方は年0.50%引下げ。 ※金利引き下げは0．5%を上限とします。
ご融資利率 〔2〕固定金利型	〔2〕固定金利型
	(A)カーライフローン ◎通常金利 ： ・3年以内 … 年4.30%(保証料含む)　・3年超 … 年4.50%(保証料含む) ◎引下げ後金利〔※引下げ金利適用条件該当の方(条件は下記に記載)〕 基準とする金利から▲年0.20%～▲年0.50% ・3年以内の場合は年4.10% ～ 年3.80%　・3年超の場合は年4.30% ～ 年4.00% ◎引下げ金利適用となる項目 ① 給与振込5万円以上の実績があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ② 住宅ローン取引があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ③ しんきんVISAまたはしんきんJCBカード契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ④ 個人インターネットバンキング契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑤ 定期預金世帯合計残高が100万円以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑥ 公共料金の口座振替が3種目以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 上記①または②に該当すれば0．5%引き下げ、③～⑥のいずれかに該当すれば0．2%引き下げとなります。 ※金利引き下げは0．5%を上限とします。
保証会社 保証料・保証人	保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金 保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。 保証人 … 原則不要です。
ご提出していただくもの	①ご本人確認資料 ・運転免許証、但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は次のいずれかをご提出いただきます。 個人番号カード、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、写真付住民基本台帳カード ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。 ②年収をご確認できる資料 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか(支払調書は不可) ・勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。 ◎ 但し、借入金額100万円以下の場合、またはプライムプランで③aに該当の場合、不要となります。 ③お使いみちのわかる注文書、請求書、見積書および振込依頼書等。また、借換えの場合はご返済状況が確認できる書類。 ④就職内定者の場合、内定を証明する書類(内定先が発行するもの。) ⑤引下げ金利適用の場合の確認書類 ・地球温暖化防止対応車の場合 … 購入車のカタログ等 ・子育て支援(18歳未満のお子様が二人以上いらっしゃる方) … 健康保険証または住民票 ・ゴールド免許証・SDカード取得の方 … 運転免許証・SDカード

富山信用金庫

苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」 （9時 ～ 17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター （電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です ので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または 全国しんきん相談所（9時 ～ 17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム 等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、 解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」 もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ　の　他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、 あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問 い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。